

公海漁業における沿岸国の権利・利益の問題（二・完）

水上千之

はしがき

一 国連海洋法条約の関連規定

二 チリのプレゼンシャル海主張およびアルゼンチンの管轄権主張

三 北大西洋カラスガレイ漁業紛争

(一) 背景

(二) エスタイル号の拿捕

(三) EC・カナダ「合意覚書」（以上、二六巻四号）

(四) 国際司法裁判所漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）（以下、本号）

四 ベーリング公海およびオホーツク公海

五 国連公海漁業実施協定

結びに代えて

(二) (一) 交渉過程
協定の内容

三 北大西洋カラスガレイ漁業紛争

(四) 国際司法裁判所漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）

前述のように、スペインは、国際司法裁判所の選択条項受諾宣言に基づいて、一九九五年三月二八日に、カナダを相手として、国際司法裁判所にスペイン・カナダ間の漁業紛争を付託した。国際司法裁判所は、この事件でカナダの主張を認め、当該紛争がカナダの選択条項受諾宣言に付された留保の範囲内であるとして、裁判所に管轄権がないという判決を下したが、この事件における当事国の主張をみておくことにする。

スペインは、次のことを裁判所に要求した。

- (1) 裁判所が、カナダの立法が、カナダの排他的経済水域外の公海で外国の旗を掲げる船舶に対して管轄権を行使することを主張する限りにおいて、スペイン王国に対抗しえないこと。
- (2) 裁判所が、カナダが訴えられた行為の繰り返しを控えなければならず、スペイン王国に対し、生じたすべての損害および傷害をカバーする賠償金の形式で、帰せられるべき救済を提供しなければならないことを宣告し宣言すること。
- (3) したがつて、裁判所は、スペインの国旗を掲げたエスタイ号への一九九五年三月九日の公海上の乗船および強圧的措置および同号および船長への管轄権行使が国際法の原則および規則の具体的な違反を構成することを宣言すること。⁵⁵⁾

このように、スペインは、国際司法裁判所規程第三六条二項についてのカナダの受諾宣言（選択条項受諾宣言）にお

ける留保を回避するために注意深く請求訴状(Application)を組み立てた。すなわち、スペインは、その紛争をカナダの保存管理措置自体から生じた紛争ではなく、カナダの法律における公海上への管轄権主張を論点とした。

これに対し、カナダは、同年四月二一日に裁判所に書簡を送り、裁判所の選択条項受諾宣言の留保に基づいて裁判所の管轄権を争つた。⁽⁵⁶⁾ なお、カナダの留保は、前述のように、一九九四年五月一〇日に国連に寄託された留保に含まれたものであり、従来の留保事項に新たに追加されたものである。新たに追加された部分（二項(d)）は、次の紛争を裁判所の管轄権から除外するものである。

「一九七八年の北西大西洋漁業における将来の多国間協力に関する条約に定義されたNAFO規制区域において漁業する船舶に関してカナダによってとられる保存管理措置およびこのような措置の執行から生じまたはそれらに関する紛争」

スペインは、NAFO条約の関連での漁業に関するECとカナダの間の一九九五年四月二〇日の合意がNAFOによる規制に服する公海区域でのカナダの一方的行動によつて生じた紛争の一定の側面を解決したと主張し、また、スペインが漁業保存管理に関する権限が移譲されたとスペインがいうECの加盟国としてこの合意の締結に協力したこと強調した。しかし、スペインによれば、その請求訴状はスペイン自体に専属的な権利に基づき、その主題が上記合意によつてカバーされるものとは異なる紛争に關係するという。⁽⁵⁷⁾

一方、カナダの見解は、次のようなものであつた。

「この事件は、NAFO規制区域で漁業するスペイン船に関してカナダによってとられた保存管理措置およびそのような措置の執行から生じ、また、そのような措置・執行に關係する。」⁽⁵⁸⁾

このように紛争の主題について当事国の主張が異なつていていることに関して、裁判所は、訴訟請求者（Applicant）に

よつて選ばれた紛争の定式化にとくに注意しながら、両当事者の地位を検討することによつて客観的基礎に基づいて紛争を自ら決定する、という見解を述べた。⁽⁵⁹⁾

裁判所は、本件紛争を生ぜしめた特定の行為は、カナダの改正沿岸漁業保護法およびその施行規則から生じたエスタイ号の追跡、その拿捕を行うために使われた手段、その拿捕の事実、エスタイ号の抑留および船長の逮捕に関連する公海上におけるカナダの活動であるとし、当事者間の紛争の本質は、これらの行為が国際法に基づくスペインの権利を侵害し賠償を要求しているかどうかであると述べ、裁判所はその紛争に関して当事者が裁判所に管轄権を与えたかどうかを決定しなければならないという。⁽⁶⁰⁾

次に、裁判所は、カナダの留保の解釈の方法について検討し、カナダの宣言のすべての要素に同じ法原則を適用して单一のものとして解釈しなければならないこと、宣言と留保は全体として読まれなければならないこと、カナダの意図は関連条項だけでなく、条項が読まれるコンテクスト、その準備の状況、条項の目的に関する証拠の検討から引き出されることなどを指摘する。⁽⁶¹⁾

裁判所は、宣言に含まれる留保が合法性 (legality) と調和して解釈されなければならず、裁判所規程、国連憲章または一般国際法と矛盾する解釈は受け入れられないというスペインの主張に対し、裁判所の管轄権から免除された問題の国際法に基づく合法性に従う解釈は、このような留保を規制する規則ではないと判示した。裁判所は、裁判所の管轄権の国家による受諾と特定の行為の国際法との両立性の間に基本的相違があり、前者は同意を要求し、後者は裁判所がその管轄権を認定し両当事者の十分な法的議論を聴いた後にのみ到達しうるという。⁽⁶²⁾

裁判所は、カナダの留保の解釈について、スペインの四つの主張を退けた。

まず、第一に、当該紛争がカナダの留保の主題の範囲外であるという主張については、裁判所は、「……から生じま

たはそれらに関する紛争」は広いそして包括的な性格のものであり、その留保のことばは直接の主題が当該措置およびその執行である紛争だけでなく、このような措置に「関する」紛争およびより一般的にこれらの措置に「起源」をもつ紛争を除外するという。裁判所は、本件において、当事者間に紛争が存在することを確認し、紛争を特定したので、今度は、その紛争が留保に言及された措置またはその執行またはその両方を主題としているか、またはそれらに関係するか、またはそれらから生じたかを検討しなければならず、そのためには「保存管理措置」および「このような措置の執行」ということばの意味を決定しなければならない。⁽⁶³⁾

第二に、スペインは、カナダの改正沿岸漁業保護法およびその施行規則は、国際法において、「保存管理措置」を構成しえないという。スペインは、「保存管理措置」はここでは国際法に従つて解釈されなければならないとある国による一方的措置でその国自身の管轄権区域の外で他の国に悪影響を及ぼすものを除外しなければならない。⁽⁶⁴⁾裁判所は、国際法によれば、ある措置が「保存管理措置」として性格づけられるためには、その目的が生物資源を保存管理することおよびそのためにそれが種々の技術的要請を満たすことで十分であるという。裁判所は、多数国間条約および国内立法のいくつかの例を検討し、カナダの立法と比較して、カナダの改正沿岸漁業保護法およびその施行規則でカナダがとる保存措置が国際法および慣行において普通に理解されまたはカナダの留保で使われた意味における「保存管理措置」を構成するといふ。⁽⁶⁵⁾

第三に、スペインは、カナダの留保は、カナダ議会における法案審議から、無国籍船および便宜置籍船だけをカバーするとして、留保もそのような船舶に対してとられた措置のみをカバーすると主張したが、裁判所は、条文および議会の審議からカナダの留保はスペイン船およびポルトガル船を含むことは明らかであるといふ。⁽⁶⁶⁾

第四に、裁判所は「およびこのような措置の執行」ということばを検討する。スペインは、公海上でのある国によ

る他の国の船舶に対する武力の行使は必然的に国際法違反であり、カナダの留保は合法性と合致して解釈されなければならないので、このような武力の行使が「このような措置の執行」という語句に包摂されるとは解釈できないといふ。スペインは、また、エスタイ号に向けられた武力の行使はとにかく違法であり、国連憲章第二条四項の違反であり、カナダの留保によつて理解されているのとは違う行動を生ぜしめるという。⁽⁶⁷⁾これに対し、裁判所は、カナダによって行われた執行措置は、国際法および国内法および慣行において漁業執行措置の通常の定義に該当するという。⁽⁶⁸⁾

このように裁判所は、裁判所に管轄権があるとするスペインの主張を退けた。

さらに、裁判所は、カナダの宣言の第二節(d)が「自動的留保」の性格を有するという主張などスペインのその他の主張も退けた。⁽⁶⁹⁾

以上のような検討の後で、裁判所は、紛争が沿岸漁業保護法の改正および施行規則並びにそれらから生ずるエスタイ号の追跡、乗船、拿捕に起源をもち、それらの事実に裁判所によつて付された法的性格に照らして、紛争は「N A F O 規制区域における漁船に関するカナダによつてとられた保存管理措置」および「このような措置の執行」「から生じ」またそれら「に関する」紛争を構成すると結論づけ、また、この紛争は一九九四年五月一〇日のカナダの宣言の一項(d)に含まれる留保の用語の範囲内であり、裁判所は本件で管轄権を有しないと判示した。⁽⁷⁰⁾

結局、この裁判において、スペインは、カナダの公海上の行為の違法性を主張し、紛争がカナダの選択条項受託宣言の留保にカバーされることを回避するために、公海上におけるエスタイ号に対する管轄権行使すなわち公海上における外国船舶に対する管轄権行使を争点としようとしたし、また、留保は合法な行為を対象とし、カナダの公海上の違法な行為は留保によつてカバーされないとしたが、判決は、特定の事項を裁判所の管轄権からはずすことは当該国の意思により留保の対象が合法であるかどうかは問題にはならないとして、本件紛争の主題がカナダの国際司法裁判所の

管轄権受諾に対する留保の範囲に該当するとして、紛争の本案を検討することなく、管轄権がないとの判断を下した。つまり、裁判所は、裁判が合意を前提とし、カナダの側に留保事項について裁判の対象とする意思がない以上、紛争が留保事項に該当する限り、裁判所には管轄権はないとした。このようにして、エスタイ号に対するカナダの管轄権行使は、国際司法裁判所による判断を受けることなく、この裁判は終わった。

四 ベーリング公海およびオホーツク公海

ベーリング公海は、アメリカとロシアの排他的経済水域に囲まれた公海であり、また、オホーツク公海はロシアの排他的経済水域に囲まれた公海である。沿岸国が二カ国または一カ国という点、面積が大きくないという点で、通常の公海と排他的経済水域と比べて特殊な状況にある。これらの海域での沿岸国と漁業国の立場を、次に、みてみるとする。

(1) ベーリング公海 ベーリング公海は、北太平洋の中央部に位置し、上述のように、アメリカの排他的経済水域とロシアの排他的経済水域に囲まれており、ドーナツの真ん中のような形になつていて、ドーナツ・ホールと呼ばれている。ベーリング公海における漁業は、スケトウダラを目的とし、他の漁獲物（マダラ、ニシンを含む）が獲れたとしてもおそらく混獲によるものであり、それ自体を目的とするものではない。⁽⁷⁾

ベーリング公海における漁業が国際的関心を集めたのは、一九八〇年代前半にアメリカが二〇〇カイリ水域内の外国船舶の操業を締め出す政策を探り、そのため、ベーリング公海でのトロール漁業が、日本、韓国、ポーランド、中国等の遠洋漁業国によつて急速に開発されたことによる。

アメリカでは、一九八七年に北太平洋漁業管理理事会 (North Pacific Fishery Management Council, NPFMC) が国務省に対し共同調査および「重複」魚種 (overlapping stocks) に関する合意に達するためビーナツツ・ホールにおけるすべての漁業国と交渉を開始する所を要求した。

一九八八年に、アメリカの上院は、国務長官に対して、ソ連との間でベーリング公海漁業に関するモラトリアムを宣言することおよびモラトリアムに従わない国に対する執行措置を定めることを内容とする「国間協定を締結する」とを要請する決議 S・R・三九六を採択した。その決議では、モラトリアムが設定された後に国務長官は国際漁業管理協定のために交渉を開始する」とされた。⁽⁷²⁾

一九八八年に米ソ両政府は、ベーリング公海における漁業規制の必要性について合意し、その後政府間協議委員会 (Intergovernmental Consultative Committee) やしてとくにその中のベーリング海漁業諮問委員会 (Bering Sea Fisheries Advisory Board, BSFAB) で協議を続けた。⁽⁷³⁾

また、この時期にアメリカ政府とソ連政府の関係者の間で、ベーリング公海に管轄権を米ソで共同で拡張するところが真剣に検討された。ソ連では、一九八九年までに、このような公海における一方的または二国間の管轄権拡張の考え方を放棄され、一九九〇年までにアメリカでも同様な態度がとられるに至った。⁽⁷⁴⁾

ベーリング公海の漁業規制の必要性を検討した前述のベーリング海漁業諮問委員会は、一九九一年一一月に次のことを結論づけた。(1)ベーリング公海の魚種はアメリカおよびソ連の排他的経済水域に起源をもつ」と、(2)ベーリング公海の総漁獲量は生物学的に漁獲可能な限界を超えていたこと、(3)排他的経済水域で適切な措置がとられているので、公海における漁獲のための余剰資源がないこと。⁽⁷⁵⁾

一九九〇年一〇月に米ソ両国はベーリング公海漁業の関係国間の保存体制の必要性について協議を行った。これを

受けて、一九九一年二月にワシントンで第一回関係国會議が開催された。参加国は、アメリカ、ソ連、韓国、ポーランド、中国、日本であった。

この会議は、一九九四年八月四日に「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」を採択した。交渉過程において、とりわけ、中長期的保存、管理体制の問題において、漁業規制に関する意思決定方式、取締り措置に関して沿岸国優先の規定を主張する米ロと沿岸国と漁業国の平等の立場を主張する漁業国とで意見が対立した。⁽⁷⁶⁾

この条約は、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の保存、管理および最適利用のための国際的制度を設立することおよび同資源を最大持続生産性を可能とする水準に回復・維持すること等を目的とし（第二条）、年次会議がスケトウダラ資源の漁獲可能水準、国別割当量その他の保存管理措置を決定する（第四条）。なお、漁獲可能水準は、科学技術委員会によるアリューシャン海盆スケトウダラの生物量の評価に基づきコンセンサスによつて決定し、コンセンサスが得られない場合は、アメリカ、ロシアがそれぞれ一つずつ指定する機関が、科学技術委員会の情報に基づき生物量を確定するなど附属書第一部の規定により決定するものとされる（第七条）。

この条約は、旗国による取締り、他の締約国の公務員による乗船、検査等も規定する。以上のようなこの条約の保存管理措置に関する意思決定、取締りに関しては、生物量の評価について沿岸国が指定する機関が確定することなどを規定している以外は、沿岸国に優先的権利・利益を与える規定はみられない。

ベーリング公海漁業については、アメリカ国内では、関連業界等が二〇〇カイリ以遠の管轄権の一方的拡張を要求し、アメリカ政府によって拒否され、また、業界は、アメリカとソ連が共同で管轄権を拡張することと漁業が禁止される「ドーナツ・ホール」サンクチュアリーを宣言することを要求したといわれる。⁽⁷⁷⁾

アメリカは、海洋の自由の維持に重要な経済的および安全上の利害をもつ主要海洋国として沿岸国の権利・利益の主張に用心深い態度をとつたとされる。また、アメリカは、すべての関係国の参加を伴つて、科学的データの収集および適用に基づいて保存管理措置を設定することを望んだ。⁽⁷⁸⁾

なお、ベーリング公海におけるスケトウダラ漁業については、一九九二年八月に開催された第五回関係国会議において、九三年、九四年の二年間各國が自主的に操業を停止することで合意され、条約締結後もスケトウダラ資源は回復せず、締約国のコンセンサスが得られず、条約第七条二項および附属書の規定により漁獲可能水準はゼロとされていいる。⁽⁷⁹⁾

(2) オホーツク公海 オホーツク公海は、ピーナツツ海域あるいはピーナツツ・ホールと呼ばれる。オホーツク公海は、オホーツク海のソ連(ロシア)の二〇〇カイリ水域に囲まれた細長い海域で、オホーツク海の約三パーセントを占め、面積は約四万六〇〇〇平方キロである。

ベーリング海での漁業が規制されるとともに、北洋で自由に操業することができる最後の水域として注目を集め、韓国、ポーランド、中国などのトロール漁船が一九九二年初めにスケトウダラを求めて殺到した。これらの外国漁船の操業隻数は五〇隻以上といわれ、また、ロシア水域への越境操業が行われているということがいわれた。

このような状況に対して、ロシアのサハリン州人民代議員会議(州議会)の小会議(幹部会)は、一九九三年三月一五日までにオホーツク海のロシア二〇〇カイリ水域以外の公海部分での操業を禁止するよう最高会議に求める決議を採択した。

一九九三年四月一六日ロシア最高会議は、ロシア最高会議がオホーツク海の公海における生物資源の保護のために責任を負い、国際協定が締結されるまで一九九三年六月一五日にすべての国に対して漁業を一時的に禁止する法令を

制定した。その法令は、次のようにいう。

「ロシアの漁業者および外国の漁業者は、オホーツク海の中央部分における脆弱なタイプの生物資源の無規制な破壊的漁業を行っている。このような漁業はロシアの沿岸海域で産卵する魚の生息場所を破壊するおそれがあり、極東沿岸地域の住民に重大な社会的経済的影响を及ぼす。⁽⁸⁰⁾」

一九九三年六月一五日からロシアは、国際協定が締結されるまでロシア船および外国船によるこの海域での漁業を一時的に禁止した。⁽⁸¹⁾

一方、オホーツク公海におけるロシア連邦と漁業国との間の最初の多数国間交渉は、一九九一年四月に行われた。このときは、漁業を規制または保存する措置は合意されなかつた。ポーランドは、自発的に、ロシア連邦がその排他的經濟水域内で採用している保存措置を採用することに合意した。⁽⁸²⁾

一九九三年五月三一日から六月一日までロシアのイニシアティブでオホーツク海の資源について審議するために、ロシア、日本、ポーランド、韓国、中国がモスクワで会合を開いた。ロシアは、ピーナツツ・ホールの無規制な漁業活動はオホーツク海の漁業資源に有害であるとして、ピーナツツ・ホールの漁業の三年間のモラトリアルムを会議に提案した。日本はその当時同海域で漁業をしておらず、この措置を守ることに同意した。ポーランド、韓国、中国は一九九二年の同じ時期に比べてオホーツク公海の漁獲を一時的に二五パーセント減少する用意があるとした。ポーランド、韓国、中国は、ロシアの三年間のモラトリアルムに対し、それが科学的証拠によつて裏付けされていないこと、魚の減少が漁業データから観察されないことに基づいて反対した。⁽⁸³⁾会合は、ピーナツツ・ホールにおけるスケトウダラの状態について報告するための特別科学委員会を設置することに合意した。

*

*

*

以上、二つの特殊な公海海域についての漁業規制をみた。ベーリング公海については、アメリカの業界が沿岸国管轄権の主張を要求したのに対し、アメリカ政府は、沿岸国の権利・利益の主張に慎重であつたとされる。一方、一つの国の排他的経済水域で囲まれているオホーツク公海の場合には沿岸国であるロシアの影響力が強くでているが、そのことはある程度必然的なことのようにも思われる。いずれにしても、これらは、特殊な海域についてのものであり、一般公海の漁業規制に、そのまま先例となるわけではない。

五 国連公海漁業実施協定

国連海洋法条約のストラドリング魚種および高度回遊性魚種に関する規定は、上述のように十分なものではなく、また、沿岸国の権利・利益に関して解釈の分かれるものであった。一九九二年の国連環境開発会議において、国連海洋法条約のストラドリング魚種および高度回遊性魚種に関する規定の実施のための協定の作成が示唆され、これに基づいて、一九九五年に「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する国際連合条約の規定の実施に関する協定」（国連公海漁業実施協定）が採択された。ここで、本稿の問題関心に関する限りで、この協定についてみることにする。⁽⁸⁴⁾

(一) 交渉過程

国連公海漁業実施協定の締結は、一九九二年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED）

に端を発する。この会議で採択された「アジェンダ一一」は、国連海洋法条約のストラドリング魚種および高度回遊性魚種に関する規定の効果的な実施を促進する観点から、国連主催の下にできるだけ早急に政府間会議を開くべきであるとし（アジェンダ一一、第一七章、一七・四九）、これに基づいて国連総会は、同年、国連海洋法条約のストラドリング魚種および高度回遊性魚種に関する規定の効果的な実施を促進する国際会議の開催を決議した（決議四七／一九二）。

この決議で、総会は、とくに、「会議の作業と結果が国連海洋法条約の規定とともに沿岸国の権利および義務並びに公海漁業国の権利および義務と十分に合致すべきであること、並びに、各が、分布範囲が排他的經濟水域の内外にある魚種（ストラドリング魚類資源）および高度回遊性魚類資源に関して同条約の公海漁業規定を十分に実施すべきであることを再確認」している。したがつて、会議は、審議内容について自由が与えられていたわけではなく、国連海洋法条約の枠組みの中で作業を義務づけられていたといいう。⁽⁸⁵⁾

ストラドリング魚種および高度回遊性魚種に関する国連会議は、一九九三年の第一会期から一九九五年の第六会期まで開催された。

国連総会がストラドリング魚種および高度回遊性魚種に関する国連会議を設置したすぐ後にカナダは、「同様な考え方の諸国」（like-minded states）の会合を招集し、主催した。この会合は、いわゆる沿岸国側の諸国が彼らの交渉上の立場を調整し、種々の会期で彼らの力を結集しようとするものであった。このグループは、基本的に二つの関連する問題が共通の関心事項であった。すなわち、国家管轄権下の区域における利益の保護を高める必要と公海資源に関する排他的經濟水域で資源に関して沿岸国によつて実施される措置と合致する保存管理措置の有効な実施である。⁽⁸⁶⁾

「同様な考え方の諸国」のグループのメンバーは広く、このグループは会議の一九九四年三月の会期（第三会期）でつくられた「コア・グループ」⁽⁸⁷⁾によつて導かれた。コア・グループは活動的であり、会議に対しても共通の戦略を得た

めに会議の会期ごとに毎日会議を開き、会期と会期の間にも会議を開いた。彼らの要求は、主としては、国連海洋法条約第五部に規定された国家管轄権区域における沿岸国の権利と利益を保護する必要と排他的経済水域内の資源の正しいまたは持続可能な利用を確保するための国家努力を損なわないストラドリング魚種・高度回遊性魚種の保存管理措置の実施であった。彼らは、また、管理と保存の目的のために排他的経済水域の外における沿岸国の特別な利益および地域的機関において国際基準がない場合における沿岸国基準の優越性を協定の中に盛り込もうとした。⁽⁸⁹⁾

一方、公海漁業国は、公海自由の原則を守ろうとし、その原則は国連海洋法条約第八七条に規定されていると主張した。世界のすべての主要な公海漁業国⁽⁹⁰⁾が公海における彼らの漁業利益を守るために交渉過程に積極的に参加した。⁽⁹¹⁾

公海漁業国は、沿岸国の特別な権利、利益の考え方に対しては、第三次国連海洋法会議で沿岸国の特別な権利を国連海洋法条約の中に含めるというG七七による提案が敗北し、また、排他的経済水域の外での同様な権利および利益を提案しようとするその後の試みが受け入れられなかつたかまたは撤回されたことを指摘して、このような特別な権利・利益の存在を否定した。また、いくらかの遠洋漁業国は、排他的経済水域の設定を通してすべての海洋資源の約九五パーセントを獲得した後に沿岸国にこのような余分な権利を与えることは非常に不均衡でありまた不正(unjust)であると主張した。⁽⁹²⁾

公海漁業国は、遠洋漁業国と沿岸国の必要、利益および慣行に対する「妥当な考慮」が同一魚種に対する国内保存措置と国際保存措置の間の両立と一貫性を達成するための基本原則を設定する方法に関する討議の出発点であるとし、沿岸国の主権的権利は公海漁業の自由を害してはならず、また、同様に、公海における漁業の自由は、沿岸国の国家管轄権内における沿岸国の主権的権利を侵害してはならないとし、これらの二つの概念は共存しあいに補完的であるという。⁽⁹³⁾

公海漁業国は、沿岸国に対する地域的機関の科学的優越性を主張した。また、公海漁業国は、旗国主義および沿岸国等によつて拿捕されないという原則を維持しようとした。⁽⁹⁴⁾

ところで、上述のカナダ・EC漁業紛争のタイミングは国連公海漁業実施協定の交渉過程と関連づけて理解されなければならないということが指摘されている。

すなわち、カナダが一九九五年三月初めにスペインの漁業者に対して攻撃的態度をとることを選んだのは単なる偶然ではないとされる。カナダ政府は、二〇〇カイリ水域を越える公海のストラドリングをめぐるヨーロッパの漁業者との長く続く紛争を解決することができず、カナダ政府は、その紛争を世界のフォーラムすなわち国連の場に出し、その過程で他の沿岸国の支持を得ようとした。⁽⁹⁵⁾ つまり、カナダ政府は、ECとの紛争を加熱させることによつて他の沿岸国からの支持を得ようとした。⁽⁹⁶⁾

（二）協定の内容

ストラドリング魚種・高度回遊性魚種国連会議は、一九九五年八月四日に国連公海漁業実施協定を採択した。

ここでは、この協定がストラドリング魚種・高度回遊性魚種の保存管理における沿岸国の権利・利益あるいは義務を認めているかどうかの観点から、この協定の内容についてみてみることにする。

国連公海漁業実施協定は、国連海洋法条約の関連規定を効果的に実施することを通じて、ストラドリング魚種および高度回遊性魚種の長期的な保存および持続可能な利用を確保することを目的とする。

この協定のいかなる規定も、国連海洋法条約に基づく各國の権利・管轄権および義務を害さないとされ、また、この協定は、国連海洋法条約のコンテクストにおいてまた同条約と合致する方法で解釈し適用するものとされる（第四条）。したがつて、この協定は、国連海洋法条約に定める沿岸国の権利、管轄権および義務に影響を及ぼすものではない。

つまり、この協定は、国連海洋法条約の規定を超えて沿岸国に権利等を与えるものではない。

この協定は、第六条（予防的アプローチ）、および第七条（保存管理措置の一貫性）を除いて、国家管轄権の下にある水域の外側におけるストラドリング魚種および高度回遊性魚種の保存および管理に適用される（第三条一項）。

この協定は、沿岸国の保存管理措置と公海における保存管理措置との一貫性の原則を規定している。すなわち、この協約によれば、ストラドリング魚種に関して、関係沿岸国と隣接公海において自国民が漁獲している他の国は、直接にまたはこの協定の第三部に規定する制度を通じて当該隣接公海における当該資源の保存に必要な措置について合意するよう努めるものとされる（第七条一項(a)）。また、高度回遊性魚種に関して、関係沿岸国と当該地域において自国民が漁獲している他の国は、国の管轄権の下にある水域の内外にわたり当該地域全体における当該資源の保存を確保し、かつ、最適利用の目的を促進するため、直接にまたは第三部に規定する協力のための制度を通じて協力するとされる（第七条一項(b)）。公海のために設定された保存管理措置と国の管轄権の下にある水域について採用された保存管理措置は、ストラドリング魚種・高度回遊性魚種の全体の保存および管理を確保するために、一貫性のあるものとする（第七条二項）。沿岸国および公海漁業国は、当該資源に関し、措置の一貫性を達成するために協力する義務を負い、一貫性のある保存管理措置を決定するにあたり、沿岸国が自国管轄権水域で採用・適用している保存管理措置を考慮して公海に関して定められる措置が当該沿岸国による措置の効果を害さないことを確保すること、沿岸国、公海漁業国が公海に対して定め適用している措置を考慮すること、沿岸国および公海漁業国がそれぞれ当該資源に対して依存している程度を考慮することなどを行うものとされる（第七条二項(a)～(f)）。協力義務を履行するにあたり、いずれの国も合理的期間内に一貫性のある保存管理措置に合意するためにあらゆる努力を払い（第七条三項）、合理的期間内に合意に達することができない場合には、いずれの関係国もこの協定の第八部に定める紛争解決手続に訴えることができる（第

七条四項）。関係国は、一貫性のある保存管理措置に合意するまでの間、実際的性質を有する暫定取決めを締結するためにはあらゆる努力をしなければならないが、暫定取決めに合意することができない場合に、いずれの関係国も、暫定措置を求めるため、第八部に規定する紛争解決手続に従つて、裁判所に紛争を付託することができる（第七条五項）。

一貫性の原則に関しては、公海漁業国の利益と沿岸国の利益のバランスを考慮したものとなつてゐる。⁽⁹⁷⁾しかし、七条二項(a)の「効果を害さない」のことばなど、意味のあいまいな文言もあり、公海の措置と沿岸国の措置とがどのように、あるいはどの程度相違しうるかが明瞭ではないことが指摘されている。⁽⁹⁸⁾

また、協定第七条二項(a)と同項(b)との関係で、一貫性のある措置設定について、沿岸国が優越しているという見解がある。すなわち、公海の措置は沿岸国によって採用された保存管理措置の効果を損なわないことを必要とされるのに対し、沿岸国は以前に合意された公海の措置を考慮することのみを必要とされ、排他的経済水域でとられる措置が公海の措置の効果を損なうことを確保することを必要とされず、沿岸国に有利であるというのである。⁽⁹⁹⁾

あるいは、この協定が、第七条二項(a)で国連海洋法条約第六一条（排他的経済水域における生物資源の保存）に言及していることおよび公海における措置が国家管轄権内でとられる措置の有効性を損なつてはならないことを規定したことから沿岸国利益の優越を導入しているという見解もある。⁽¹⁰⁰⁾

次に、この協定は、保存管理措置の執行についても規定し、そこでは、旗国の義務、取締りに関する国際協力、他の締約国の漁船への乗船・検査、寄港国の措置等を規定するが、沿岸国の権利・利益を強調するものとはなつていな

い。

以上がこの協定の内容である。

この協定について高林博士は、次のように述べてゐる。

「沿岸国の特別利益の主張にくみすることなく、公海制度の枠内で困難な問題を解決したものであつて、その意義は高く評価できるであろう。」⁽¹³⁾

ジョイナー (Christopher C. Joyner) とファン・グステドト (Alejandro Alvarez von Gustedt) は、この協定の管轄権の観点から、次のように述べている。

「ストラドリング魚種を保護する（すなわち、保存する）目的のための拡大された沿岸国管轄権の承認を強要するカナダによる試みは避けられた。〔国連公海漁業実施協定〕は、カナダによるエスティ号拿捕のような領域外の行動を違法とする法的枠組を確認している。より顕著に、新しい協定（国連公海漁業実施協定—筆者注）は、平和的手段によつて紛争を解決する強制的義務を設定した。」⁽¹⁴⁾

このようなコメントは、国連公海漁業実施協定が公海漁業に関する沿岸国の権利・利益の問題を解決したという前提に立つてゐるようと思われる。

この協定は、公海漁業の保存管理措置の執行について、沿岸国の管轄権を100カイリ以遠に拡大することを認めていはない。その意味で、この協定は、執行に関する沿岸国管轄権の問題をひとまず決着したように思われる。しかし、上述のように、この協定の第七条の規定から沿岸国の優越性を引きだそうとする解釈がある」とも事実であり、この協定が公海における沿岸国の権限・利益の問題を完全に解決したとはいえない。

結びに代えて

現在の海洋法においては、排他的経済水域制度によつて諸国は100カイリ水域において漁業等に対する管轄権を

行使しうる。排他的経済水域制度は、海洋法の一般的に承認された制度として存在する。また、本稿でみてきたように、二〇〇カイリに隣接する公海海域において沿岸国の権利・利益が認められるべきか否かが問題になつてゐる。この問題の基礎には、一方において、第二次大戦後沿岸国の管轄権拡大によつて二〇〇カイリまでが沿岸国の規制下に入ることになり、それ以上は沿岸国権限行使は認められず、二〇〇カイリ以遠水域の漁業規制は国際漁業条約および漁業条約によつて設置される漁業機関を通して行われるべきであるという考え方がある。このような考え方には、E.C. カナダ漁業紛争におけるスペインの主張あるいは国連公海漁業実施協定の交渉過程における遠洋漁業国の中の立場からわれている。他方、隣接公海において沿岸国は生物資源の保存のために権利・利益をもつべきであるという立場からは、二〇〇カイリ水域における生物資源の保存のためには、二〇〇カイリ水域において管轄権を有するだけでは不十分であり、二〇〇カイリ以遠において一定の権限を行使しあるいは一定の利益が認められるべきであるという。なぜなら、隣接公海で漁業資源が濫獲されれば、二〇〇カイリにおける生物資源にも直接影響を及ぼすからである。

海洋法において、沿岸国の水域の法益保護のために、その水域以遠に沿岸国が権限を行使することが認めるものとして、継続追跡権や接続水域の制度がある。これらは、領海における沿岸国の法益保護のためには、領海における権限行使のみではなく、一定の条件の下で、領海以遠において沿岸国の権限行使を認めるものである。漁業についての領海外あるいは排他的経済水域外での沿岸国の利益の問題といふか類似するが、継続追跡権や接続水域の場合には、国家領域自体の法益保護であり(排他的経済水域からの追跡権の場合は排他的経済水域における法益保護)、領海外で沿岸国が権限を行使することによつて、外国が公海においてもつてゐる利益を侵害することはない。漁業の場合には、沿岸国が隣接公海で権限を行使しあるいは利益をもつことによつて、当該公海での外国の利益の享受が影響を受けることになる。

一九九五年の国連公海漁業実施協定の採択以後も、二〇〇〇年に、国際海洋法裁判所に、チリとECとの間の漁業紛争が付託され、チリの排他的経済水域に隣接する公海でEC諸国がカジキ魚種の保存に関して国連海洋法条約の関連規定を遵守したが、また、公海のカジキ漁業に関するチリの法令が国連海洋法条約の規定に合致するか、二〇〇〇年にサンチャゴで署名されたガラパゴス協定が国連海洋法条約に合致するかなどについて、国際海洋法裁判所規定第一五条二項に従つて構成される特別裁判部に判断を求められた⁽¹³⁾。このチリ・EC漁業紛争はその後両者の話し合いにより一応の解決に達し、裁判所の手続は、現在中断しているが、国連公海漁業実施協定採択以後の公海漁業に関する沿岸国と公海漁業国との漁業紛争として注目される。

国連公海漁業実施協定は、沿岸国の執行権限を含めて、排他的経済水域以遠海域における沿岸国の権利・利益の問題をかなり解決したように思われるが、将来的に何の問題が沈静化するのかどうか、つまり、何のような主張がすたれるのがどうか、今後の動向を見守る必要がある。

- (55) *ICJ Reports*, 1998, p. 437, para. 10.
- (56) Louise de la Fayette, *Fisheries Jurisdiction Case (Spain v. Canada)*, Judgement on Jurisdiction of 4 December 1998, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 48 (1999), p. 666.
- (57) *ICJ Reports*, 1988, pp. 446-447, para. 25.
- (58) *Ibid.*, p. 447, para. 26.
- (59) *Ibid.*, p. 448, para. 30.
- (60) *Ibid.*, p. 450, para. 35.
- (61) *Ibid.*, pp. 453-454, paras. 44-49. 裁判所は、国際司法裁判所規程第三六条二項に基づいてなわれる宣誓の解釈およびそれに倣ま

れる留保は、裁判所の管轄権に相互に管轄権に同意を与えたかどうかを認定する」とに向けられるといい、また、宣言を作成する際に裁判所の管轄権の受諾に付す制限を決定するのは各々の国であるとし、宣言のすべての要素は解釈についての同じ法原則を全体に適用して单一のものとして解釈されなければならず、本件のように、国際司法裁判所の管轄権に対する国家の同意の関連表現およびその同意の制限が以前のより広い同意表現を修正する場合であつてもやうであり、新しい留保を制限的に解釈しなければならない理由はないところ (*ICJ Reports*, 1998, pp. 452-453, paras. 44-45)。

裁判所は、また、現実に使われてゐるれば考慮してあるがおほき (as it stands) 解釈されなければならず、したがつて、宣言と留保は全体として読まれなければならぬこと、および、留保国の意図をとくに考慮しなければならないことを述べて、留保国 の意図は、関連条項のテキストだけでなく、条項が読まれるコンテクスト、その準備の状況および条項の目的に関する証拠の検討から引き出されたとした。本件では、カナダの意図を、カナダの閣僚宣言、議会の討議、立法提案、プレスリリースによつて、また、一九九五年の新しい宣言を前の宣言と比較するによつて示されたことがややねらつた。*(Ibid.*, p. 454, paras. 47-50)。裁判所は、また、スペインが主張した *contra proferentem* の規則（文言があいまいであるときは、それを起草した当事者に不利に解釈されなければならないという規則）は一方的宣言には適用されないとした (*Ibid.*, p. 454, para. 51)。また、両当事者によつて主張された有効性の規則の適用は、宣言が宣言国によつて求められる効果と両立しうる方法で解釈されなければならないことを意味すねらつた (*Ibid.*, p. 455, para. 52)。

(62) *Ibid.*, pp. 455-456, paras. 54-55.

(63) *Ibid.*, pp. 458-459, paras. 61-63.

(64) *Ibid.*, p. 459, para. 64.

(65) *Ibid.*, pp. 461-463, paras. 70-73. なお、小田裁判官は、その個別意見で、この点に関して「保存管理措置」という表現が「保存

管理措置」についての確立したとされる規範的概念に従つて解釈されなければならないかどうかを裁判所がなぜ検討したかったのかを理解できないとする。国際条約や国内法に觸及したいとは意味のないといふのであるといふ。海洋生物資源の「保存」は広く使われて来た一般的概念であるといふ。*(Ibid.*, p. 480, paras. 11-12.)

(66) *Ibid.*, pp. 463-465, paras. 75-77.

(67) *Ibid.*, p. 465, para. 78.

- (68) *Ibid.*, pp. 465-466, paras. 79-84.
- (69) スペインは、カナダの宣誓の第11項(5)が自動的留保の性格を有し、それゆえ、裁判所の管轄権について争いがあるとめど、裁判所が裁判で決定するところ、国際司法裁判所規程第16条6項に違反すると主張したが、裁判所は、裁判所が留保のテキストを解釈する完全な自由を有し、裁判所が本件において管轄権を有するかどうかはその解釈によると判断した。*Ibid.*, p. 467, para. 86.
- (70) *Ibid.*, p. 467, para. 87.
- (71) William T. Burke, Fishing in the Bering Sea Donut : Straddling Stocks and the New International Law of Fisheries, *Ecology Law Quarterly*, Vol. 16 (1989), p. 288.
- (72) *Ibid.*, pp. 307-308.
- (73) Moritaka Hayashi, Fisheries in the North Pacific : Japan at a Turning Point, *Ocean Development and International Law*, Vol. 22 (1991), p. 355.
- (74) Edward L. Miles and David L. Fluharty, U. S. Interests in the North Pacific, *Ocean Development and International Law*, Vol. 22 (1991), p. 324.
- (75) Hayashi, *supra* note 73, p. 355.
- (76) 外務省経済問題調査室、「*シーハク公海のスケートやダラ漁業をめぐる最近の動向*」(1991年八月)。
- (77) Miles and Burke, *supra* note 19, p. 349.
- (78) William V. Dunlap, The Donut Hole Agreement, *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 10 (1995), pp. 124-125.
- (79) 日本経済新聞「1991年八月】五日。水産庁、「*シーハク公海漁業条約第六回年次会議の結果*」(1991年九月)11日。
- (80) Meltzer, *supra* note 23, p. 292.
- (81) *Ibid.*
- (82) Alex G. Oude Elferink, Fisheries in the Sea of Okhotsk High Sea Enclave—The Russian Federation's Attempts at Coastal State Control, *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 10 (1995), p. 6.

- (33) *Ibid.*, Meltzer, *supra* note 23, p. 293.

(34) ノの協定は、日本の日本語の文献として、都留康子、「公海漁業の由来——『公海漁業実施協定』までの道程とその評価——」外交時報 1111-17号（一九九六年），大三一頁、高林秀雄、「国連海洋法条約の成果と課題」（一九九六年、東信堂）119—120頁、坂元茂樹、「国連公海漁業実施協定の意義と課題」海洋法条約体制の進展と国内措置 第1号（一九九七年）89—124頁。

(35) 加々美康雄、「国連公海漁業実施協定第七条における「漁業の原則」」法政総集（國際大綱） 第五〇卷第四号（11000号）115頁。

(36) D. J. Doulman, *Structure and Process of the 1993-1995 United Nations Conference on Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks*, FAO Fisheries Circular, No. 898, 1995., Michael Sean Sullivan, The Case in International Law for Canada's Extension of Fisheries Jurisdiction Beyond 200 Miles, Ocean Development and International Law, Vol. 28 (1997), p. 243., Giselle Vigneron, Compliance and International Environmental Agreements : A Case Study of the 1995 United Nations Straddling Fish Stocks Agreement, *Georgetown International Environmental Law Review*, Vol. 10 (1998), pp. 595-596.

(37) アンチグア・バーナータ、オーストラリア、ベラズ、ベルバズ、ブリーズ、ブルー、ブルジル、カボ・ブルグ、コロハビア、コスタリカ、キューバ、エリカ、エクアドル、ガニア、ガーナ、グレンナダ、ギリヤ・ジサウ、ガイアナ、イハヌ、マニラ、メキシコ、ミャンマー、ジヤマイカ、ケリバ、ルーシア、マーラヤル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、クロネシア連邦、モロッコ、リカバグア、ナイジェリア、ヘルムート、ペキスタン、ペトロ・リヨーギリヤ、ブルー、ハイコロハ、ロシト連邦、ヤメ・キシツ・ネーブス、セント・ルシア、セント・ジョンゼント、アンダ、グアナカル、セモア、セネガル、セイシバル、シドニー・オーネ、クロセハ、船嶋、ベリランカ、エコリダーム、エバゴ、チャリント、タナギリヤ、アメリカ、ウルグトイ、バヌアツ、バヌアツ。Doulman, *ibid.*

(38) アルゼンチン、カナダ、カリ、アイスラベル、リバーベルハンド、ヘルムート、ペルーからなる。Vigneron, *supra* note 86, p. 596.

(39) Doulman, *supra* note 86., Vigneron, *supra* note 86, pp. 595-596.

(40) 中國、メルヘン、日本、韓國、ポーランド、タマ、エコ、エクワード。Vigneron. *ibid.*, p. 596.

- (91) Vigneron, *ibid.*, pp. 596-597.
- (92) Moritaka Hayashi, The Straddling and Highly Migratory Fish Stocks Agreement, Ellen Hey (ed.), *Developments in International Fisheries Law* (1999), p. 78.
- (93) 田本聰郎' A/CONF. 164/L. 28, Ronald Barston, United Nations Conference on Straddling and Highly Migratory Fish Stocks, *Marine Policy*, Vol. 19 (1995), p. 161.
- (94) Barston, *ibid.*
- (95) David A. Balton, Strengthening the Law of the Sea : The New Agreement on Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, *Ocean Development and International Law*, Vol. 27 (1996), p. 150. note 80., Joyner and von Gustedt, *supra* note 29, p. 451.
- (96) Joyner and von Gustedt, *supra* note 29, p. 451. たゞ、タカラ・エフ監の発言はもはや最終的ではあるが解決は、国連公海漁業実施協定の締結を促進したいたるに於ける出来事となるがナタ・エフ案争い問題の締結がおほくの結果に重要な影響を及ぼした。ムガ押瀬わべて、 22° Sullivan, *supra* note 41, p. 241.
- (97) 堀井、福嶋（堀 一國）' 111六回
- (98) Atuko Kanehara, A Critical Analysis of Changes and Recent Developments in the Concept of Conservation of Fishery Resources on the High Seas, *Japanese Annual of International Law*, No. 41 (1998), p. 16.
- (99) Vigneron, *supra* note 86, pp. 598-599.
- (100) André Tahindro, Conservation and Management of Transboundary Fish Stocks : Comments in Light of the Adoption of the 1995 Agreement for the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, *Ocean Development and International Law*, Vol. 28 (1997), p. 16.
- (101) 堀井、福嶋（堀 一國）' 111六回'
- (102) Joyner and von Gustedt, *supra* note 29, p. 453.
- (103) ITLOS, Case concerning the Conservation and Sustainable Exploitation of Swordfish Stocks in the South-Eastern Pacific Ocean (Chile/European Community), Order, 20 December, 2000, ITLOS/Press 45, 21 March 2001.